

高圧ガス移動監視者 講習テキスト 第 3 次改訂版
省令改正（平成 30 年 4 月 30 日施行）に伴う修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「高圧ガス移動監視者 講習テキスト 第 3 次改訂版」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

章・節・項	頁・行	新	旧
4.6 特殊高圧ガス等の充てん量	p.57 17 行目	「③ 一般高圧ガス保安規則第 50 条第 11 号に規定する車両により行い、」	「③ 一般高圧ガス保安規則第 50 条第 10 号に規定する車両により行い、」
6.3 一般則に係る移動の基準(液化石油ガス以外のガス)	p.80 高圧ガス移動監視者講習修了証(表)	「一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号、第 50 条第 13 号、および液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号、第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。」	「一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号、第 50 条第 12 号、および液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号、第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。」
6.3.2 その他の移動(一般則第 50 条関係)	p.84 4～5 行目	「③ 第 5 号について(充てん容器等の取扱い) 五 充てん容器等(内容積 5 リットル以下・・・)」	「③ 第 4 号について(充てん容器等の取扱い) 四 充てん容器等(内容積 5 リットル以下・・・)」
	p.85 25～26 行目	「④ 第 6 号について(混載の禁止) 六 次に掲げるものは、同一の車両に積載・・・)」	「④ 第 5 号について(混載の禁止) 五 次に掲げるものは、同一の車両に積載・・・)」
	p.86 4～5 行目	「⑤ 第 7 号について(バルブの向き) 七 可燃性ガスの充てん容器等と酸素の・・・)」	「⑤ 第 6 号について(バルブの向き) 六 可燃性ガスの充てん容器等と酸素の・・・)」
	p.86 9～10 行目	「⑥ 第 8 号について(木枠またはパッキン) 八 毒性ガスの充てん容器等には、木枠・・・)」	「⑥ 第 7 号について(木枠またはパッキン) 七 毒性ガスの充てん容器等には、木枠・・・)」
	p.86 13～14 行目	「⑦ 第 11 号について(アルシンまたはセレン化水素の移動時の措置) 十一 アルシン又はセレン化水素を移動・・・)」	「⑦ 第 10 号について(アルシンまたはセレン化水素の移動時の措置) 十 アルシン又はセレン化水素を移動・・・)」
	p.87 12～17 行目	「以下、第 9 号および第 10 号(防災資機材の携行)、第 12 号(駐車時の措置)、第 13 号(移動監視者、免状等の携帯義務、災害防止措置、運転者 2 人乗務等)、第 14 号(注意事項を記載した書面)は、前項 6. 3. 1 の一般則第 49 条関係と同じ規制であるので条文などは省略する。ただし、第 9 号は特定の容器(内容積が 25 L 以下で、その合計が 50 L 以下)、第 12 号は毒性ガス以外の第 9 号で示す特定の容器、また、第 14 号は毒性ガス以外であって第 9 号で示す特定の容器のみの移動の場合は、それぞれの規定から除かれている。」	「以下、第 8 号および第 9 号(防災資機材の携行)、第 11 号(駐車時の措置)、第 12 号(移動監視者、免状等の携帯義務、災害防止措置、運転者 2 人乗務等)、第 13 号(注意事項を記載した書面)は、前項 6. 3. 1 の一般則第 49 条関係と同じ規制であるので条文などは省略する。ただし、第 8 号は特定の容器(内容積が 25 L 以下で、その合計が 50 L 以下)、第 11 号は毒性ガス以外の第 8 号で示す特定の容器、また、第 13 号は毒性ガス以外であって第 8 号で示す特定の容器のみの移動の場合は、それぞれの規定から除かれている。」
付録 1 移動関係通達抜粋	p.123 20 行目	「第 5 号[第 4 号]について」	「第 4 号[第 4 号]について」